

米トレーサビリティ制度がスタートします

米トレーサビリティ法の概要はどのようなものですか？

米トレーサビリティ法は、大きく以下の2つの内容から構成されています。

- ① 米・米加工品等を譲受け又は譲渡し等をした際にその内容についての記録と保存を義務づけます。
問題が発生した場合の流通ルートの手続きの速やかな特定と回収が行えるようになります。
- ② 消費者が産地情報を入手できるよう米・米加工品等の取引の際に産地情報の伝達を義務づけます。
消費者の産地情報についての関心の高さに応えます。

誰が対象となりますか？

米・米加工品等の販売、輸入、加工、製造又は提供を行う者、具体的には生産者、製造業者、流通業者、小売業者、外食業者など、米穀等を取扱う幅広い事業者が対象となります。

どのようなものが対象となりますか？

米、米加工品、米飯類のほか、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりんが対象となります。
玄米、精米はもちろん米粉や米こうじ、白飯、赤飯、包装米飯、発芽玄米、弁当、おにぎり、寿司、丼物、各種定食類、炒飯、オムライス、カレーライス、パエリアなどの料理も対象となります。

具体的に何をすればよいのでしょうか？

- ① 平成22年10月1日から事業所間で取引等を行った場合、取引等の記録の作成・保存が必要となります。
- ② さらに、平成23年7月1日以降、生産者から出荷される分からは、事業所間で取引等を行う場合や一般消費者へ販売・提供する場合、産地情報の伝達が必要となります。

どのような記録が必要ですか？

※「産地」の記録は平成23年7月1日以降生産者出荷分から

- ・ 名称（品名）
- ・ 産地*（国産、〇〇県産、〇〇国産など）
- ・ 数量（通常用いている単位で可）
- ・ 搬出入をした年月日及び場所
- ・ 取引先の氏名又は名称
- ・ 用途限定米穀の場合はその用途

（注）記録の保存期間は、原則3年です。

産地伝達はどのようにすればよいですか？

★ 事業者間取引の場合

- ・ 商品の包装又は容器に産地を記載
- ・ 取引時の伝票等へ産地を記載

★ 一般消費者への販売・提供の場合

- ・ 商品の包装又は容器に産地を記載
- ・ 購入カタログや注文画面に産地情報を掲示
- ・ 商品の包装又は容器に産地を知ることができる方法（Webアドレス、二次元バーコード等）を記載
- ・ メニューに産地情報を記載
- ・ 店内で消費者の目につきやすい場所に産地情報を掲示
- ・ 店内に産地を知ることができる方法（店員から伝達等）を掲示

お問い合わせ先：中国四国農政局食糧部計画課
電話 086-223-3135 FAX 086-232-4609

詳しくは

米トレーサビリティ法 [検索](#)